

【健康保険任意継続資格取得申請に必要な書類】

本人のみ資格取得の場合

- ・ 任意継続被保険者資格取得申請書
- ・ 住民票

本人＋被扶養者がいる場合

- ・ 任意継続被保険者資格取得申請書
- ・ 健康保険被扶養者異動届
- ・ 被扶養者現況届
- ・ 被扶養者が属する「世帯全員」と表示のある住民票
- ・ 各種年金受給者は年金証書、年金改定通知書、年金支払通知書、(どれか1つ)直近の年金額がわかるもの写し
- ・ 高校卒業以上の年齢で、各種学校及び大学在学中の者は、在学証明書あるいは学生証の写し
- ・ 高校卒業以上の年齢で、アルバイト・パート・その他収入がある場合は、労働契約している事業所の「収入(見込)証明書」
場合によっては、市町村が発行する「所得証明書」
- ・ 無職の人は、市町村が発行する「非課税証明書」

+

取得月分の保険料(現金)

(月の後半に取得するとき、場合によっては取得月・その翌月の2か月分)

健康保険法第37条の規程により、資格喪失日から20日以内に提出(書類+現金)されない場合は受理できませんのでご注意ください。